

第73回山口県高等学校総合体育大会 新型コロナウイルス感染症感染防止対策について

山口県高等学校体育連盟
山口県教育委員会

1 感染防止に関すること

- (1) 感染防止のための遵守すべき事項を整理し、適切な場所に掲示するとともに、これらが遵守されているか会場内を定期的に巡回すること。
- (2) 会場入場者にマスクの着用を徹底させること。(選手の活動中は除く。)
- (3) こまめな手洗いを呼びかけ、手洗い場には液体石鹸等を用意し、可能な限りアルコール消毒液を必要箇所に設置すること。
- (4) 参加者にマイタオルを準備させ、タオルの共用をしないように徹底させること。
- (5) 屋内競技においては、窓やドアを常時開放するなど会場内の換気を徹底すること。常時開放が難しい場合でも一定時間ごとの一斉喚起を実施すること。
- (6) 更衣室、休憩・待機スペースについては、諸室等を活用し、ゆとりを持たせて密になることを避けること。難しい場合は、一度に入室する選手の数を制限する等の措置を講じること。
- (7) 「握手」「ハイタッチ」「肩を組む」など、競技以外の身体接触を控えさせ、ミーティング等も短時間で行い、密を防ぐよう指導すること。
- (8) 会場内のゴミ箱の使用を禁止し、ゴミの持ち帰りを徹底させること。
- (9) 会場等で急に風邪症状の生徒が出た場合は、当該校職員が保護者に連絡し帰宅させる。その場合、他の生徒等への健康観察を徹底させること。

2 会場への入場について

- (1) 入場を認める者(観客以外)
 - ア) 競技専門部・審判員などの役員及び補助員、当該競技参加校の部顧問(外部指導者含む)
 - イ) 競技専門部から入場を許可された者(報道関係者、参加校の写真部員など)
 - ウ) 入場を認められた者であっても、次の(2)の事項に該当する者は会場への入場を認めない。
- (2) 以下の事項に該当する者は会場への入場を認めない(観客以外)
 - ア) エントリー選手が保護者同意書(様式1)を学校長へ提出していない者。
 - イ) 体調チェック表(様式2)を競技専門部に提出していない者。
 - ウ) 体調チェック表(様式2)で、いずれかの項目に×がついている者。
 - エ) 試合開催2週間前の行動歴記録シート(様式3)を記入していない者。
なお、様式3は、大会終了後2週間は自宅で保管しておくこと。
 - オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

3 観客の入場について

競技によって会場規模や参加校（人）数などに違いがあることから、観客（保護者）の入場については次のカテゴリーに区分する。ただし詳細については、各施設のガイドラインに則り各競技・会場毎で定めることとする。この場合、1の感染防止に関する事項の遵守を呼びかけること。

A 無観客

観客席の無い体育館や全参加校が1つの屋内会場に集まるような競技・会場などについては、2（1）で認められた者以外の入場を不可とし、無観客とする。

B 制限付きで入場を許可

屋内競技で観客席に入場者を受け入れる余地がある場合は、参加校の保護者に限定して入場を認める。ただし、風邪症状などがある場合は入場できない。

C 観客立入禁止エリアを設定

屋外競技などの観客のコントロールが難しい競技・会場では、2（1）で認められた者以外の方の立入禁止エリアを設け、そのエリア以外からの観戦のみとする。ただし、参加校の保護者及び学校関係者に限定する。

4 大会前に学校内で感染等が判明した場合

臨時休業の措置が取られている間は、保健所等関係諸機関と関係者で協議し出場の可否について判断する。

5 大会期間中に感染等が判明した場合

(1) 大会に参加していた選手、部顧問、役員等関係者の感染が判明した場合、感染者及び濃厚接触者に特定された者は、大会継続中である場合は行動自粛が解除されるまで大会に参加できない。

(2) 該当競技参加者は、保健所などの聞き取り等に協力し、その指示に従うとともに、感染拡大防止に努めるよう指導すること。

(3) 該当競技の継続中止判断については保健所などの指導に従い主催者で判断し、継続が可能な場合はその後の試合の組合せ等について競技専門部で決定する。

6 その他

(1) 気温・湿度が高くなる時期であることを踏まえ、熱中症対策も十分に講じること。

(2) その他、詳細については競技専門部において定めること。